

登録事項変更届添付書類

1 売買の場合

- ・ 売渡証書（売買契約書及び領収証書でも可）
- ・ 売主（共有の場合は全共有者）の印鑑登録証明書
- ・ 買主が個人の場合 → 住民票
- ・ 買主が法人の場合 → 登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）

2 贈与の場合

- ・ 贈与証書等（贈与のあったことを示す文書）
- ・ 贈与した方（共有の場合は全共有者）の印鑑登録証明書
- ・ 受贈者（贈与を受けた方）が個人の場合 → 住民票
- ・ 受贈者（贈与を受けた方）が法人の場合 → 登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）

3 相続の場合

（1）法定相続分の割合で相続する場合

- ・ 被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続人全員の住民票

（2）遺産分割協議により相続する場合

- ・ 遺産分割協議書（実印が押され、物件目録の記載のあるもの）
- ・ 相続人全員の印鑑登録証明書
- ・ 被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続する方の住民票

（3）遺言により相続する場合

- ・ 遺言書（自筆証書遺言及び秘密証書遺言の場合は家庭裁判所の検認が必要）
- ・ 被相続人（亡くなった方）の死亡時の戸籍（除籍）謄本
- ・ 相続する方の住民票

4 氏名や商号等を変更した場合

- ・ 変更の履歴を証する書面 [個人の氏名変更の場合は戸籍（除籍）謄本、法人の商号等の変更の場合は登記事項証明書（商業登記簿謄抄本）]

5 上記の原因によらない所有者の変更を行う場合には、下記問い合わせ先までお問合せください。

（例）交換、共有物分割、代物弁済、和解、財産分与、時効取得、信託、法人解散 等

《共通事項・注意点》

- ★添付書類は全てコピーでも構いません。
- ★旧所有者は、登録事項変更届に実印を押してください。（相続による場合を除く）
なお、新所有者は認印でも構いません。
- ★住民票は、鹿児島市に住民登録されている方は省略できます。
- ★相続放棄をした方の場合は、相続放棄申述受理通知書または、同受理証明書の写しを提出してください。
- ★第1順位相続人が不存在で、第2～3順位の相続人が相続する場合は、上位の相続人が不存在（死亡）であることと、相続人と被相続人の相続関係が分かる戸籍が追加が必要です。
- ★戸籍（除籍）謄本の代わりに、法定相続情報一覧図を添付することも可能です。

【問い合わせ先】

鹿児島市役所 資産税課 家屋第一係 099-216-1181
家屋第二係 099-216-1182
または各支所の税務課